

インドネシア共和国 財務省 税務総局
DGT フォーム

【ガイダンス】

1. 本フォームは、インドネシアと租税条約（DTA）を締結している国・地域の居住者（個人または法人）が記入するものである。
2. 下記に該当する場合は、1 ページ目のみ記入すること。
 - 銀行機関または
 - 年金基金
3. 個人の場合：1 ページ目の Part-I および Part-II、2 ページ目の Part-IV および Part-VI を記入すること。
4. 上記 2 に該当しない法人等（非個人）の場合：1 ページ目の Part-I および Part-II、2 ページ目の Part-V および Part-VI を記入すること。

記入事項はすべて正確に入力し、記入後に署名すること。本フォームは、受益者の居住地国の主管当局または権限ある代表者、もしくは所轄税務署による認証を受けてから、インドネシアの源泉徴収義務者へ提出されなければならない。

Part-I : 受益者

- 納税者番号： (1)
- 氏名／名称： (2)
- 住所（所在地）： (3)
- 国／地域： (4)
- 連絡先番号： (5)
- Eメール： (6)

Part-II : 居住地国の主管当局又は所轄税務署による証明

税制上の優遇措置のため、Part-I に記載された納税者は、インドネシアと__(12)居住国名__の間で締結された租税協定の意味において、__(8)月日__ , __ (9)年__ から __ (10)月日__ , __ (11)年__ まで__(7)居住国名__の税務上の居住者であることを証明します。

翻訳の都合上、原文と記入箇所が異なっている点に注意願います。(7) および (12)に居住国名、(8)から(11)には管轄税務署に居住している期間（1年間）を記入ください。

_____ (13) _____

主管当局／権限ある代表者／所轄税務署の氏名および署名

_____ (14) _____

役職・権限

_____ (15) _____

場所・日付 (mm/dd/yy)

_____ (16) _____

官署所在地

Part-III : 受益者（銀行機関又は年金基金）による申告

以下のとおり申告します。

1. 受益者はインドネシアの居住納税者ではない。
2. 受益者は適用される租税条約に基づき、税務上の _____(17) _____ の居住者である。
3. 当該取引の目的は、租税条約の趣旨・目的に反して条約上の利益を享受することではない。
4. 受益者は代理人・名義人・媒介者として行動していない。
5. 受益者はインドネシアの居住納税者でも、Part-I に記入した国以外の居住納税者でもない。
6. 当フォームの内容が真実かつ正確で完全であることを表明する。

_____ (18) _____

受益者または代理人による署名

_____ (19) _____

場所・日付 (mm/dd/yy)

_____ (20) _____

署名者の資格・役職

Part-IV : 受益者が個人の場合の記入欄

1. 出生地・生年月日 (dd/mm/yyyy) : _____ (出生地) __, _____月日____、__年____ (21)
2. 租税条約の趣旨・目的に反して利益を得る目的ですか : (はい / いいえ) (22)
3. 代理人・名義人として行動していますか : (はい / いいえ) (23)
4. インドネシアに恒久的住居がありますか : (はい/いいえ) (24)
5. 通常居住している国/地域 : _____ (25) _____
6. これまでにインドネシア居住歴がありますか : (はい/いいえ)
該当する場合の期間 : _日_ / _月_ / _年_ から _日_ / _月_ / _年_ まで
住所 : _____ (26)
7. インドネシアにオフィス等事業をする場所がありますか : (はい/いいえ) (27)
該当する場合の住所 : _____

Part-V : 受益者が法人等（非個人）の場合の記入欄

1. 登記・設立国/地域 : _____ (28)
2. 経営・支配の所在国/地域 : _____ (29)
3. 本店所在地 : _____ (30)
4. インドネシアでの事業所所在地（該当する場合） : _____ (31)
5. 当該非個人は、当該非個人の設立または取引自体に関連する経済的実態を有する :
(はい/いいえ) (32)
6. 当該非個人は、その設立または取引自体において、法的形式と経済実態が整合している :
(はい/いいえ) (33)
7. 当該非個人は、自ら事業を営むための経営権を有し、その経営権は独立した裁量権を有する :
(はい/いいえ) (34)

8. 当該非個人は、インドネシアからの収入を創出する資産以外に事業遂行に十分な資産を保有する：
(はい/いいえ) (35)
9. 当該非個人は、事業遂行に十分かつ適格な人員を有する： (はい/いいえ) (36)
10. 当該非個人は、インドネシアからの配当、利息、および/またはロイヤルティを受領する以外の事業活動を有する：
(はい/いいえ) (37)
11. 取引の目的は、租税条約の趣旨に反する直接的または間接的な利益目的である：
(はい/いいえ) (38)
12. 当該非個人は、代理人・名義人・媒介者として行動する： (はい/いいえ) (39)
13. 当該非個人は、収入または収入を創出する資産または権利に対する支配権または処分権を有する：
(はい/いいえ) (40)
14. 当該非個人の収入の 50%超が第三者請求に充当されていない： (はい/いいえ) (41)
15. 当該非個人は、自身の資産、負債、または資本に対するリスクを負う： (はい/いいえ) (42)
16. 当該非個人は、収入を第三国居住者への所得移転義務がある： (はい/いいえ) (43)

PART-V の設問 5～10 は、受益者は、経済活動を行っている、自ら管理・意思決定している、従業員雇用の有無・固定資産の有無・事業機能の有無、資金の移転を目的とした存在ではないことが問われており、「実体のある通常の法人（事業会社）」かの確認を意図していると思われます。したがって、回答が“YES”でない場合、租税条約の適用が否認される可能性があります。

また、設問 11～16 では、下記に該当する受益者が、二重課税防止という租税条約の本来の目的に反して同制度を濫用していないかが問われており、通常の事業会社であれば、設問 11、12 および 16 の回答は“NO”、設問 13～15 は“YES”となり、これと異なる場合、租税条約の適用が否認される可能性があります。

- ・ ほぼ全所得を第三国に再分配している
- ・ タックスヘイブンの位置付け
- ・ ペーパーカンパニー／特定目的会社（SPV）
- ・ 他者の名義貸し的な存在

上記で示した回答は、あくまで通常の事業会社を想定しての回答です。ご記入の際は、実態と矛盾しないことが最優先となります。

Part-VI : 受益者による申告

私は、当フォームに記載された内容が、私の知る限り、また信じる限りにおいて真実かつ正確で完全であることを申告します。

さらに、私は以下を宣言します。

- 私はインドネシアの居住納税者ではなく、また、Part-II に記入した期間中にインドネシアの居住納税者となる予定もありません。 (44)
- 受益者はインドネシアの居住納税者でも、Part-I に記入した国／地域以外の居住納税者でもありません。 (45)

上記の宣言は、個人の場合は (44)、非個人（法人）の場合は (45) を選択ください。

_____ (46) _____
受益者または代理人の署名

_____ (47) _____
場所・日付 (mm/dd/yy)

_____ (48) _____
署名者の資格・役職

DGT-1 の新フォームは下記からダウンロードできます。

<https://www.pajak.go.id/id/formulir-pajak/form-dgt>